

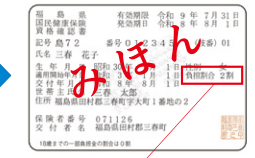

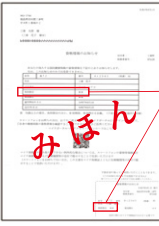
## 国保高齢受給者証は資格確認書と一体化されます

8月1日より、高齢受給者証は発行されなくなります

マイナ保険証をお持ちでない70歳以上の方に交付していた「高齢受給者証」は、令和8年8月1日より「資格確認書」と一体化され、資格確認書に負担割合（2割または3割）が記載されます。医療機関を受診する際は、資格確認書1枚だけの提示で済むようになります。

現在お手元にある証の有効期限は令和8年7月31日までです。令和8年8月1日からの資格確認書は、7月末までに特定記録にて発送予定です。

マイナ保険証をお持ちの方には、従来どおり、負担割合を記載した「資格情報のお知らせ」を交付します。

マイナ保険証をお持ちでない方		マイナ保険証をお持ちの方
令和8年7月31日まで	令和8年8月1日以降	
 <p>負担割合の記載</p>	 <p>ここに負担割合が記載されます</p>  <p>高齢受給者証 廃止</p>	<p>従来どおり、負担割合を記載した「資格情報のお知らせ」(A4紙)を交付します。</p>  <p>負担割合の記載</p>

問 住民課 国保年金グループ ☎ 0247-62-2147

## 後期高齢者医療制度に加入されている皆さんへ大切なお知らせです

令和8年8月1日からの資格確認書は、年齢およびマイナ保険証の有無によって交付される方が異なります。詳しくは次のとおりです。

現在お手元にある資格確認書（オレンジ色）の有効期限は、令和8年7月31日までです。

問 住民課 国保年金グループ ☎ 0247-62-2147

	昭和16年8月2日以降に生まれた方	昭和16年8月1日以前に生まれた方
マイナ保険証を持っている方	資格確認書は交付されませんので、 <b>マイナ保険証</b> で受診してください。 (申請により資格確認書の交付も可能)	資格確認書を交付します。 (申請なしで7月中に交付)
マイナ保険証を持っていない方	資格確認書を交付します。 (申請なしで7月中に交付)	

## あなたも禁煙にチャレンジしてみませんか！

5月31日は世界禁煙デー、5月31日から6月6日は禁煙週間です



福島県の喫煙率は、男性は33.2%（全国ワースト1位）、女性は10.5%（全国ワースト2位）で、三春町での喫煙率（男：30.3%、女：8.0%）も高い状況です。ご自身や家族の健康を守るために禁煙にチャレンジ！してみませんか。

### チャレンジ

ニコチンは72時間（3日間）で体内から完全に抜けると言われています。その間、心身への良い効果もいくつか実感できて驚くことでしょう。

20分後：血圧・脈拍が正常になる

8時間後：運動能力が改善（一酸化炭素レベルが正常域に達する）

48時間後：嗅覚・味覚が回復（食事がおいしい）

72時間後：気管支の収縮がとれて呼吸が楽になる

禁煙治療ができる医療機関を公開しています。

福島県 禁煙外来 検索



問 保健福祉課 地域ケア推進グループ ☎ 0247-62-5110

## 緊急時の備え、できていますか？

### 安全と安心を届けます！

#### 三春町緊急通報システム事業

「緊急通報システム事業」は、急病や事故、災害などの緊急時に迅速かつ適切な対応をするため、町内にお住まいの“ひとり暮らしの高齢者など”を対象に、緊急通報機器を設置し、安心して暮らせる環境を提供します。費用は住民税の課税状況により異なりますが月額0円から2,300円です。

詳しくは、社会福祉協議会へお問い合わせください。

問 社会福祉協議会 ☎ 0247-62-8586



緊急通報システム①



緊急通報システム②



センサーオプション